労使協定（賃金テーブル）の記載例 ④

別表１　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
（基本給、手当及び賞与の額）

（１）ソフトウェア開発技術者（職業安定業務統計　１０４）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	ソフトウェア開発技術者	通達に定める職業安定業務統計の金額（104）	1,293	1,500	1,641	1,705	1,795	2,114	2,638
2	地域調整	大阪府（108.3）	1,401	1,625	1,778	1,847	1,944	2,290	2,857
3	地域調整	兵庫県（101.8）	1,317	1,527	1,671	1,736	1,828	2,153	2,686

※　２の数値は１の時給額に大阪府の地域指数（108.3%）を乗じて算定（必ず小数点未満の端数は切り上げること）

※　３の数値は１の時給額に兵庫県の地域指数（101.8%）を乗じて算定（必ず小数点未満の端数は切り上げること）

※　地域指数は実際の就業場所ではなく、派遣先の事業所の所在地の指数を乗じること

（例）派遣先の事業所（雇用保険の適用事業所）は○○○○（株）関西支店（所在地は大阪府内）だが、実際に就業する場所は、尼崎営業所（兵庫県の尼崎市。雇用保険の適用事業所ではない。雇用保険は関西支店で加入）の場合

地域指数は大阪府の地域指数で算定することになる。

（２）倉庫作業員（職業安定業務統計　７５４）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	倉庫作業員	通達に定める職業安定業務統計の金額（754）	1,083	1,256	1,374	1,428	1,503	1,771	2,209
2	地域調整	大阪府（108.3）	1,173	1,361	1,489	1,547	1,628	1,918	2,393
3	地域調整	兵庫県（101.8）	1,103	1,279	1,399	1,454	1,531	1,803	2,249

※　２の数値は１の時給額に大阪府の地域指数（108.3%）を乗じて算定（必ず小数点未満の端数は切り上げること）

※　３の数値は１の時給額に兵庫県の地域指数（101.8%）を乗じて算定（必ず小数点未満の端数は切り上げること）

労使協定（賃金テーブル）の記載例 ④

（記載例④）

別表２　対象従業員の基本給、手当及び賞与の額

下記の要件の場合

- **賃金等級：３等級に区分**
- **賞与：支給なし**
- **通勤手当：上限あり（上限２万円）**
- **退職金：前払い退職手当を毎月の賃金額で支給**

（１）ソフトウェア開発技術者

【派遣先事業所が大阪府の場合】

等級	職務の内容	基本給額（※1）	通勤手当（※2）	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）		職業安定局長通知の一般賃金額	左記の対応年数	通勤手当	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）
Aランク	上級ソフトウェア開発技術者（AI関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	2,292～	—	138	2,430	≧	2,290	10年	—	138	2,428
Bランク	中級ソフトウェア開発技術者（Webアプリ作成等の中程度の難易度の開発）	1,849～	—	111	1,960	≧	1,847	3年	—	111	1,958
Cランク	初級ソフトウェア開発技術者（Excelのマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	1,405～	—	85	1,490	≧	1,401	0年	—	85	1,486

＜記入上の注意事項＞

※１　基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。

※２　通勤手当の算出方法

20,000円×12ヶ月÷52週÷週の所定労働時間（40時間）＝115.384…

→　72円超のため上記の算式には含めない（通勤手当として上記の時給額とは別途支払う）

※３　前払い退職手当の算出方法

職業安定局長通知の一般賃金額×６％（小数点未満の端数は切り上げ）

（自社の前払い退職金も同じ額で良い）

※４　自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額以上であれば良い。

労使協定（賃金テーブル）の記載例 ④

（個々の項目ごとに比較する必要はない。例えば前払い退職手当が０円でも基本給が高く、合計が職業安定局長通知の合計額以上であれば問題ない）

【派遣先事業所が兵庫県の場合】

等級	職務の内容	基本給額（※1）	通勤手当（※2）	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）		職業安定局長通知の一般賃金額	左記の対応年数	通勤手当	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）
Aランク	上級ソフトウェア開発技術者（AI関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	2,160～	—	130	2,290	≧	2,153	10年	—	130	2,283
Bランク	中級ソフトウェア開発技術者（Webアプリ作成等の中程度の難易度の開発）	1,745～	—	105	1,850	≧	1,736	3年	—	105	1,841
Cランク	初級ソフトウェア開発技術者（Excelのマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	1,320～	—	80	1,400	≧	1,317	0年	—	80	1,397

＜記入上の注意事項＞

※１　基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。

※２　通勤手当の算出方法

20,000円×12ヶ月÷52週÷週の所定労働時間（40時間）＝115.384…

→　72円超のため上記の算式には含めない（通勤手当として上記の時給額とは別途支払う）

※３　前払い退職手当の算出方法

職業安定局長通知の一般賃金額×６％（小数点未満の端数は切り上げ）

（自社の前払い退職金も同じ額で良い）

※４　自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額以上であれば良い。

（個々の項目ごとに比較する必要はない。例えば前払い退職手当が０円でも基本給が高く、合計が職業安定局長通知の合計額以上であれば問題ない）

労使協定（賃金テーブル）の記載例 ④

（２）倉庫内作業員

【派遣先事業所が大阪府の場合】

等級	職務の内容	基本給額（※1）	通勤手当（※2）	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）		職業安定局長通知の一般賃金額	左記の対応年数	通勤手当	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）
Aランク	上級倉庫内作業員（中級倉庫内作業員業務のほか、配送業務も行う）	1,489～	—	90	1,579	≧	1,489	2年	—	90	1,579
Bランク	中級倉庫内作業員（リフトを使って倉庫での倉庫管理、製品の包装、発送業務）	1,361～	—	82	1,443	≧	1,361	1年	—	82	1,443
Cランク	初級倉庫内作業員（倉庫での倉庫管理、製品の包装、発送業務）	1,173～	—	71	1,244	≧	1,173	0年	—	71	1,244

＜記入上の注意事項＞

※１　基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。

※２　通勤手当の算出方法

20,000円×12ヶ月÷52週÷週の所定労働時間（40時間）＝115.384…

→　72円超のため上記の算式には含めない（通勤手当として上記の時給額とは別途支払う）

※３　前払い退職手当の算出方法

職業安定局長通知の一般賃金額×６％（小数点未満の端数は切り上げ）

（自社の前払い退職金も同じ額で良い）

※４　自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額以上であれば良い。

（個々の項目ごとに比較する必要はない。例えば前払い退職手当が０円でも基本給が高く、合計が職業安定局長通知の合計額以上であれば問題ない）

労使協定（賃金テーブル）の記載例 ④

【派遣先事業所が兵庫県の場合】

等級	職務の内容	基本給額（※1）	通勤手当（※2）	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）		職業安定局長通知の一般賃金額	左記の対応年数	通勤手当	前払い退職手当（※3）	合計額（※4）
Aランク	上級倉庫内作業員（中級倉庫内作業員業務のほか、配送業務も行う）	1,399～	—	84	1,483	≧	1,399	2年	—	84	1,483
Bランク	中級倉庫内作業員（リフトを使って倉庫での倉庫管理、製品の包装、発送業務）	1,279～	—	77	1,356	≧	1,279	1年	—	77	1,356
Cランク	初級倉庫内作業員（倉庫での倉庫管理、製品の包装、発送業務）	1,103～	—	67	1,170	≧	1,103	0年	—	67	1,170

＜記入上の注意事項＞

※１　基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。

※２　通勤手当の算出方法

20,000円×12ヶ月÷52週÷週の所定労働時間（40時間）＝115.384…

→　72円超のため上記の算式には含めない（通勤手当として上記の時給額とは別途支払う）

※３　前払い退職手当の算出方法

職業安定局長通知の一般賃金額×６％（小数点未満の端数は切り上げ）

（自社の前払い退職金も同じ額で良い）

※４　自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額以上であれば良い。

（個々の項目ごとに比較する必要はない。例えば前払い退職手当が０円でも基本給が高く、合計が職業安定局長通知の合計額以上であれば問題ない）